二　居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
イ　当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第六十三条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
ロ　第六十三条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条第一項中「利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては」を「次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

一　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
二　居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
イ　当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第百四十条において準用する第百三条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
ロ　第百四十条において準用する第百三条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

第百四十条の四第一項中「利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては」を「次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

一　居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
二　居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
イ　当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する第百三条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
ロ　第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する第百三条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第四条　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない介護老人保健施設の建物は」を「次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては」に改め、同号に次のように加える。

イ　療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
ロ　療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
(1)　当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第二十八条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
(2)　第二十八条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
(3)　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

第四十一条第四項第一号中「療養室等を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型介護老人保健施設の建物は」を「次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては」に改め、同項に次のように加える。

イ　療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
ロ　療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
(1)　当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十条において準用する第二十八条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
(2)　第五十条において準用する第二十八条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
(3)　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第五条　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条第一項中「利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては」を「次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

一　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
二　居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
イ　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第百四十二条において準用する第百四条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
ロ　第百四十二条において準用する第百四条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

第百三十二条第七項第五号中「居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室（以下この項において「居室等」という。）」を「居室等」に改める。